

## 論点に対する回答

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(1) 電子申告義務化は法制措置を要すると思われるが、①実際の施行までにどの程度の期間を見込むのか。②また、具体的に義務化する対象につき、どのような範囲で考えているのか。例えば、添付書類の提出も含めて電子申告を義務化するのか。</p>
【回答】	<p>施行時期については、企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。</p> <p>義務化の対象範囲については、基本計画に記載のとおり、デジタルファースト原則の下で原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討することとしているところ。いずれにせよ、企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。</p>

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(2) 中小法人の電子申告の利用率を引き上げるために、経済的インセンティブの付与など、具体的な方策は検討しているのか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>地方団体や地方税電子化協議会において、積極的な利用率向上のための広報活動に努めているところ。</p> <p>ご指摘の経済的インセンティブの付与については、既に利用開始している納税者との公平性の観点から、慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>なお、多数の地方団体に申告する企業にとっては、eTAXを利用して電子申告を行うことによる事務手続負担の軽減効果も大きくなると考えている。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	1. 国税・地方税共通の論点 (3) e-Tax、eLTAXの利便性向上等に係る予算の概算要求の状況はどうなっているのか。
<p><b>【回答】</b></p> <p>地方税電子化協議会は全地方団体を会員とし、システム運用等については地方団体からの負担金及び分担金により経費を賄っており、総務省としての予算の概算要求は行っていないところ。</p> <p>(eLTAXの利便性向上等に係る経費については、地方税電子化協議会への負担金等として地方団体が負担することとなるもの。)</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(4) e-Tax、eLTAXの24時間運用は不可能なのか。例えば、年末の申告ニーズは一定程度存在すると考えるが、いかがか（現在、12月29日～1月3日までは利用不可）。</p>
<p>【回答】</p> <p>eLTAXの受付時間については、平成17年の導入以降順次拡大してきているところであり、現在は、いわゆる通常期にあっては平日の午前8時30分から午前0時まで、法人税の申告が集中しやすい5・8・11月末の最終土・日曜日にあっては午前8時30分から午前0時までとなっている。なお、24時間対応は行っていない。</p> <p>(参考) これまで実施してきた利用時間拡大に係る主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常期においては、平成26年度より受付時間を午後9時から午前0時に延長。(平成26年11月からは、5・8・11月末の最終土・日曜日にも利用可能。)</li> <li>○ 繁忙期(1月中旬～3月中旬)においては、平成26年度より受付時間を午後9時から午前0時に延長。</li> </ul> <p>ご質問いただいた更なる運用時間拡大については、平成31年9月のeLTAXのシステム更改に併せて、さらなる運用時間の拡大を検討する方針としているが、365日24時間運用については、費用対効果をみて検討する必要があると考えている。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	1. 国税・地方税共通の論点 (5) 国税・地方税当局相互の連携は、今後どのような体制で取り組んでいくか。
<p><b>【回答】</b></p> <p>国税・地方税当局の連携については、これまでも、財務省・国税庁、総務省の間で日頃から協議を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化</li> <li>・ 地方団体で作成した所得税確定申告書のデータ引継</li> </ul> <p>といった施策を実施してきた（いずれも29年1月以降実施）。</p> <p>今後とも、「行政手続部会とりまとめ」において示されたワンスオンリー原則の考え方を踏まえ、関係機関間で緊密に連携し、「基本計画」で掲げた「法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化」等の施策の具体化にしっかりと取り組んでまいりたい。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(6) 国税・地方税分野は、削減率ではなく別途の数値目標等を定めることとなったが、基本計画の推進により、事業者にとって、具体的な負担軽減につながることを積極的に周知する考えはあるか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>今般の基本計画に掲げられた事業者の負担軽減策については、国と地方の情報連携に係る施策も多いことから、国税当局と地方税当局双方で連携しつつ、各省庁・各地方団体のパンフレットやホームページ等を効果的・効率的に活用するとともに、日本税理士会連合会や法人会など、関係団体とも連携を図りながら積極的な周知・広報に取り組んでまいりたい。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>1. 国税・地方税共通の論点</p> <p>(7) 事業者の利便性向上という観点から、相談窓口の増加、相談時間の延長に加え、事前予約に基づく時間指定、インターネットを媒介した対面相談システムの構築などに取り組む考えはあるか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>個々の地方団体における税務関係の相談については、各地方団体においてその充実等を図っているところであり、総務省としても必要に応じて助言等を行ってまいりたい。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>3. 地方税に係る論点</p> <p>(1) 地方法人二税に関する電子申告義務化だけでなく、例えば固定資産税（償却資産）など、市町村が課税主体の税目の手続についてのオンライン利用率向上については、どのように考えるか。また、申告義務化については検討されないのか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>地方法人二税以外の税目についても、電子申告利用率は上昇してきているが、例えば、固定資産税（償却資産）の申告については、企業の決算時期とは異なる時期（1月）に行う手続きであること、全市町村で eLTAX に接続してから2年程度しか経ていないこと、特に償却資産を多く所有している企業等については、既に独自システムを構築済みであり、紙申告の方が申告しやすい等の理由から、地方法人二税よりも利用率が低い状況にある。引き続き、電子による申告を行うことによる利便性の向上について周知を図り、利用率向上を進めてまいりたい。</p> <p>申告義務化については、地方法人二税における申告義務化の推移を踏まえつつ、経済界の意見を聞きながら検討していく課題と考えている。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論 点	3. 地方税に係る論点 (2) 法人納税者の eTAX の電子署名の簡便化についての取組は検討されないのか。
<p><b>【回 答】</b></p> <p>国税における検討状況を踏まえ、国税と同様の措置が地方税でも可能かどうか、今後検討してまいりたい。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>3. 地方税に係る論点</p> <p>(3) e-Tax は国税庁が所管するシステムであるのに対し、eLTAX は指定法人（（一社）地方税電子化協議会）により運営されている。そもそも、地方税に係る事務は地方団体が行うべき事務であり、調整に時間を要することなどは理解するが、「事業者目線」という観点で改善を加速することはできないか。地方団体とは具体的に、どのように調整を行っているのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>地方税電子化協議会は、全地方団体を会員として組織されており、組織として方針を決定し、システムの充実等を進めていくことによって、全国統一的な対応が可能となるように進めている。総務省としても、地方税電子化協議会と協議を重ねるとともに、国税当局と地方税電子化協議会との連絡調整にあたっては、総務省も参加して協議を進めるなど、地方における電子化の推進や納税環境整備について国税と歩調を合わせて迅速に対応できるよう今後とも取り組んでまいりたい。</p>	

重点分野	地方税
省庁名	総務省
論点	<p>3. 地方税に係る論点</p> <p>(4) 地方税の共同収納については、どの程度まで議論が進展しているのか。現状の課題として、どのようなことが挙げられているのか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>全地方団体が会員であり、エルタックスの運営を担う地方税電子化協議会において、平成31年9月のeTAXのシステム更改に併せて、全地方団体を対象とした共通電子納税システム（共同収納）をeTAXのシステムと連動して構築する方向で各地方団体と調整を行うなど、導入の準備を進めているところ。</p> <p>課題としては、地方税電子化協議会において遅滞なくシステム開発を行うこと、各地方団体において収納関係の接続の準備を遅滞なく進めること、地方の公金の取扱いに伴う法制上の措置を講ずること、システム導入後の利用の拡大について経済界や税理士会など関係機関と連携して取り組むことなどが挙げられる。</p>	